

令和3年度 第1回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和3年10月6日（水）午後3時から5時まで
開催場所	白井市役所東庁舎1階 会議室101
出席者	吉井会長、野口副会長 加藤委員（オンライン参加）、竹内委員（オンライン参加）、花山委員、寄本委員、小川委員、佐々木委員
欠席者	0名
事務局	市民活動支援課 松岡課長、中原主査、高橋主事補
傍聴者	1名
議題	(1) 平成31年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について (2) 令和3年度市民参加推進会議のスケジュールについて (3) 市民参加の総合的評価の一部見直し（案）について
資料	①令和3年度第1回白井市市民参加推進会議 次第 ②平成31年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（答申）への対応について ③令和3年度市民参加推進会議のスケジュール ④市民参加の総合的評価の一部見直しについて（案） ⑤総合的評価 評価基準・水準の修正箇所一覧 ⑥市民参加の総合的評価 評価基準及び水準（修正前） ⑦市民参加の総合的評価 評価基準及び水準（修正案） ⑧令和2年度市民参加実施状況調査票（案） ⑨評価シート 修正（案）

（会議次第）

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題  
(1) 平成31年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について  
(2) 令和3年度市民参加推進会議のスケジュールについて  
(3) 市民参加の総合的評価の一部見直し（案）について
4. その他
5. 閉会

（会議内容）

**議題（1）平成31年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について**

○事務局 まず昨年度、総合的評価を答申という形で頂きましてありがとうございました。今日、この議題については、資料1を中心に話をさせていただくのですが、前の画面で、こちら小さいのですが、市民参加の実施に関する提言を皆様から頂きました。こちらのスクリーンのほうです。壁のほうに映っているものを御覧いただけたらと思います。

二つ提言を頂きまして、「創意工夫ある積極的な情報発信」、それから「職員の意識改

革と市民参加の質の向上」、こちらの提言を頂いたということです。

まず一つ目の「創意工夫ある積極的な情報発信」といたしましては、こちらの中にいろいろ書いてございますけれども、SNSの活用や事業者等の協力による情報発信、それから、市民参加の情報を集約したHPの作成というようなことを御提言として頂いております。

まず、市民参加の情報を集約したHPの作成という御提言については、市のHP、現在のHPのトップ画面に市民参加の項目を追加し、より簡単にアクセスできる形式に、今年度中に変更をさせていただこうと思っております。

具体的にはどういうことかと申し上げますと、こちら、壁に映し出しました絵柄が現在のHPのトップ画面になります。こちらの左側のほうです。こちらの部分、ここに大きな項目がありまして、ここをクリックしますと、そこから詳細の情報に入っていきます。

市民参加の情報がどこにどうあるのかということが分からないという御指摘をいただいておりますので、まずはトップページの左側の項目の中に「市民参加」という項目を付け加えるように改善をいたします。ここに「市民参加」というのが入りましたら、「市民参加」というボタンをクリックすると、市民参加の情報がそこから見て取れるという形。そういうふうな形で今年度中に改善をして、市民参加の情報が目に留まりやすいようにしていきたいというふうに思います。

続きまして、順不同になりますけれども、2番目の「職員の意識改革と市民参加の質の向上」のガイドラインの作成ということですので。こちらは、市民参加の理解を深めるための冊子を事務局のほうで作成し、職員に配布をいたします。来年の1月に作成をするというようなことで準備を進めてまいります。

それから職員研修につきましては、二パターン考えて実施をいたします。

まず一つ目が、市民参加に関わりが深い職員を対象に実施をいたします。こちらはグループワークを導入をいたしまして、市民参加の意義、条例の重要ポイントを解説するとともに、総合的評価と市民参加の好事例を織り交ぜながら研修を進めていくということで、提言に出されたものを盛り込んだ研修を実施をまいります。

それから二つ目が、市民参加対象事業、この審議会で評価を頂く、そういう事業を担当する職員向けの研修を、これは来年度になりますけれども、来年の4月に実施をいたします。

なぜ来年かといいますと、事業の開始年度、事業の開始月というのは、新年度の4月以降になります。事業を開始する前に、この市民参加条例の重要ポイントと総合評価の仕組みと評価の基準・水準を解説することによって、基準・水準にのっとった事業を展開していくということを職員に研修を通じてしっかりと伝えていくということで、この二つの研修を有効的に活用して、職員への市民参加のさらなる浸透を深めていきたいというふうに思います。

また、好事例の情報共有、それからSNSの活用や事業者等への協力についても、職員研修会でそのような話を盛り込んだ形で対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員 ありがとうございます。今の事務局の御説明、御発言で、何かお伺いしたいこと等はございますか。ございませんですか。

○委員 今、ホームページに市民参加の項目を追加するという、そこで分かりやすくするのはいいのですが、その後の展開というのは、もうできているのでしょうか。その辺をどんなふうに展開するかによっては、もうちょっと分かりやすくなるのというところも出てくるので。ちょっと聞かせていただけないかと思います。

○事務局 詳細については、今後検討をしていくのですけれども、市民参加の手法に基づいて、皆さん分かりやすく見ていただけるような審議会とか、あるいはアンケートとかという、手法はそれぞれございますけれども、そこをクリックして、審議会に行けば、審議会の情報がある、アンケートの情報があるというようなことで考えていこうかなというふうに思っておりますけれども、委員さんのほうから何かいい案がありましたら、それも加えて検討していきたいと思えます。

○委員 一つだけ追加で言わせてほしいのは、やはり一つのルートだけだと、慣れていない人だと結局分からないと思うのです。だから例えば、今言われた審議会、あるいはそのアンケート、あるいは自分が見たい、例えば何らかの事業という、複数の手法に飛べるような形のものが必要だと思うので、そこはよく考えていただきたいと思えます。

○事務局 はい。考慮させていただきたいと思えます。

○委員 ガイドラインというのは、事前にか事後か、我々も頂けるといふか、見させてもらえるのですか。

○事務局 はい。完成したものは、皆さんに配布をさせていただいて、こんな形に作成しましたということで報告いたします。

○委員 分かりました。それから職員研修会というのは、我々は傍聴まではできないのですよね。できるのですか。

○事務局 ここは、職員のざっくばらんな研修ということを考えていけば、職員だけでやらせていただいたほうがいいかなと思えますし、この辺りは、どういう目的のところでもを重要視していくかということ考えていきたいと思えますけれども、現在のところは職員、あとは先生をお迎えしてというような形で考えております。

## 議題（２）令和3年度市民参加推進会議のスケジュールについて

○事務局 議題の2番になります。令和3年度市民参加推進会議のスケジュールについてということになります。こちらがお手元の資料の2番を御確認いただきたいと思えます。

こちらの資料の2番のほうなのでございますけれども、今年度の推進会議をどのようなスケジュールで進めていくかというような形で、事務局のほうで検討させていただいたスケジュールになります。会議が、今日が第1回目、10月6日ということになるのですけれども、ちょっとタイトに大変になるのですけれども、計6回で、昨年度と同様、進めていきたいと考えております。

大まかな流れについて、御説明いたします。まず第1回、今日の会議なのでございますけれども、昨年度の答申への対応についてと、それからこのスケジュール、令和3年度を進め方について。それから市民参加の総合的評価の一部見直しについてという、この3点について、今日まず御説明をさせていただきます。

第2回の会議を11月上旬に開催をいたしまして、こちら評価4事業ということであるのですけれども、今回、市民参加の対象事業が全部で8事業ありまして、一日で1番から8

番の八つの事業を進めていくというのは、なかなかタイトで難しいようなところがございますので、2回に評価を分けさせていただいたような形になっております。ということで、第2回の11月の会議では、四つの事業について、委員の皆様にご評価をさせていただくというふうになっております。

それから、次が第3回になるのですが、こちらが12月ということで、内容としては、担当課ヒアリング。事業を、市民参加の担当課を呼んで、その担当者のほうに市民参加について、どのように実施したかということを確認していくということになっております。こちらが4事業となっております、第2回の会議で評価を行った4事業の担当課ヒアリングをここで実施いたします。併せて、評価4事業ということで残りの四つの事業について、この第3回で評価をしていきたいと思っております。

次に、第4回が1月になっておりまして、内容としては、こちら12月の会議で評価をした4事業についてのまた担当課ヒアリングを入れさせていただきます。その後、総合的評価の確認ということで、ここで改めて全8事業の総合的評価を、皆さんで話し合いながら確認をしていくというような内容になっております。

次に、第5回の会議が2月にありまして、こちら内容としては、皆様が最終的にまとめていく答申書の提言事項をどうしていくかということで、ここで議論をいたしまして、答申書の内容について検討・調整をしていただきたいと思っております。

最後、第6回の会議が3月にごさいます、ここで答申の案を提示しまして、同じく3月に答申書をまとめた結果を市長に答申書として提出をするというようなスケジュールを考えております。もちろん会議の進み具合によりましては、多少前後するような可能性はあるのですが、毎月の開催ということで、委員の皆様には負担をおかけするところもあるのですが、当事務局としては、このような内容で進めていきたいと考えております。

○委員 2回目と3回目のところの資料なのですが、大体何日ぐらい前に我々のところに送っていただける予定なのか。今回も、1週間あるかないかぐらいで、半年前のことを思い出すだけで大変だったので。特に、2回目と3回目について、我々で評価することですから、早めに送ってほしいという要望なのですが、

○事務局 お答えさせていただきます。評価の資料についてなのですが、今日、一部、評価の方法の見直しということで御説明させていただきます。それがもしここで今、今回了承をいただければ、もう委員さんに書いていただく評価シートと、それから担当課から出てくる調査票というものは、もう事務局のほうで今作ってまとめておりまして、実はそちらにあるのですが、この後、了承いただければ、評価の変更というのを反映させていただいたものを今日、委員の皆様にお配りさせていただこうかと思っております。全部で8事業分お配りさせていただこうかと思っております。

### 議題（3）市民参加の総合的評価の一部見直し（案）について

○事務局 議題の3番になります。市民参加の総合的評価の一部見直し案についてということで、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、お手元の資料3番を御覧いただきたいと思っております。今回、市民参加の評価の方法を事務局のほうでも検討させていただきました結果、一部見直しをさせていただきたいと

ということの提案でございます。上から読ませていただきます。

市民参加の総合的評価は、歴代の市民参加推進会議にて評価方法や評価基準・水準を一部見直しながら実施してきたが、令和2年度の市民参加推進会議において、現行の総合的評価の問題点が指摘をされました。このため、指摘された問題点の解消の検討を行うとともに、併せて評価基準・水準を市民参加条例の内容とこれまでの市民参加推進会議での議論を照らし合わせて整合性の再確認を行い、より適切な総合的評価を実施するために一部見直しを図り、令和3年度の総合的評価を実施するものとするということで、検討させていただいたものについて、今から御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番のこれまでの総合的評価と問題点ということで説明をいたします。

(1)番、これまでの総合的評価。これについて、どのようにやっていたのかということになりますけれども、これまでの評価というものは、こちらにあります、「事業における市民参加の評価」、これが定量評価、点数の評価になります。それプラス、「実施した市民参加の評価」、同じく定量評価、これの合計点を基に、下記の評価区分に基づいて評価をしていたところであります。評価区分になります、75点以上取っていただければ二重丸で「良好」。55点以上取っていただければ「妥当」。30点以上で「改善を要する」。29点以下で「不良」。このような区分に基づいて評価をしておりました。

(2)番、見ていただきたいと思っております。「市民参加推進会議で指摘のあった総合的評価に関する問題点」ということで、過去の評価の方法について、昨年度いろいろ御意見のほう頂きまして、その内容についてピックアップさせていただきました。

まず一番上の〇〇委員さんと〇〇委員さんから頂いた意見になります。市民参加の手法を多く実施すれば、各々の手法の内容が不十分であっても高得点となってしまう。それから下の市民参加の手法が一つだけの場合、その手法が適切に実施されていても点数が上がらない。その手法が適切で市民の意見を十分に捉えている事業は、評価すべきではないか。このように、手法を多く用いると、それだけ点数が上がってしまっていて、結果、二重丸「良好」というのが全部ついてしまう。これが問題ではないかというようなことが指摘されました。

それから、定量的な評価というのは一つの目安であり、むしろコメントの内容が重要であるということ。それから、いいところやできていないところを見つけて改善するための情報提供をしていくことが大切ではないかと。このような点数よりも、むしろコメントのほうを重要視して、各課に情報提供していくことが大切ではないかというような意見が委員さんのほうからございました。

1ページめくっていただきまして、併せて事務局でも問題点ということで、何点か確認をさせていただいた部分がございます。

まず、問題点の一つ目としまして、条例と基準・水準の不整合ということになります。こちらは市民参加条例に定められた事項と、この基準・水準で定められている事項を照らし合わせると、条例に定められていないものが基準に載っていたというようなこともありまして。これは、整合性をもう一度確認したほうがいいのではないかとということで、問題点として挙げさせていただきました。

それから、二つ目になります。市民参加実施状況調査票の情報漏れということで、委員の皆さんに評価をしていただく際には、各課から出てきた調査票というものを確認しながら

ら点数をつけていただくと思うのですが、点数をつける調査票に漏れているような箇所がございまして、委員さんが評価に困ってしまうというようなことが過去ございましたので、その足りない情報というのを今回、事務局でお調べして、担当課から収集をさせていただいたところでありまして。以上、このような問題点がございました。

**○事務局** 今の問題点の①で基準・水準と条例の不整合についてのお話をさせていただいたのですが、市民参加推進会議では、過去にこの基準・水準をどうするかという議論が繰り返されて、基準・水準の見直しを行ってきた経緯があります。それはなぜかと申し上げますと、市民参加条例を見直すというようなことが話題に上がった時期がございます。ですが、市民参加条例を見直すということは、とても大変な作業で、それを議会への承認も得てということになってきますので、なかなかこの任期中に条例の見直しをするというところまでは難しいということになりまして。

案ならば、基準というのが条例に定められたものの市民参加であるというふうにとっているわけなので、この基準の中に、もう少し市民参加の質を高めた新たな基準を設けることによって、条例の改正まではできないけれども、基準に位置づけることによって市民参加の質を高めていくような形にしていきたいと思いますという議論がありまして。条例に定めていないことも基準に加えるというようなことで、基準・水準などの変更がされてきました。それでいて、一部不整合の箇所があるといったようなことで、再確認をさせていただいたということで補足させていただきます。

**○事務局** このような委員の皆様から頂いた指摘、問題点と、それから事務局のほうでもこういった問題点があるということで、見直しをしなければならないということで検討させていただいた結果、これから説明をいたします。

2番の会議での指摘事項を解消する総合的評価の見直しということで、説明をさせていただきます。こちらにつきましては、先ほどの市民参加の手法を多く実施すれば、それだけ点数が上がってしまうのはおかしいのではないかとということ。それから、点数よりもコメントの評価というものを重視すべきではないかというような意見がありましたので、その意見を受けて、見直しをさせていただいた内容になります。

この下の表を見ていただきたいと思います。左側がこれまでの総合的評価、右側が見直し後の総合的評価になります。まず、これまでの評価がどのようなものだったかということで説明しますと、事業における市民参加というものが、こちら30点満点で点数がございました。その内容、30満点の内訳としましては、小さい丸が四つありますが、実施した市民参加の数、上限15点。それから、選択した市民参加の手法、これが5点。意見の取り扱い・公開方法、これが5点。市民参加の取り組み・積極性、これが5点。計30点満点ということで評価をしていました。

一番上の実施した市民参加の数（5点×実施数）ということで、上限15点ということになるのですが、まず、こちらで問題点としまして、市民参加の方法が多ければ、それだけ評価点数が多くなるということが、ここで伺えるかと思っております。そういったものをどうしていくかということで、右側になります。

見直し後の総合的評価ということで、一つにまとめるということになりますが、①市民参加の方法というので、10点満点で一つでくくるといような形になります。このくくるといのは、左側の実施した市民参加の数がどうだったのかということ、それから、選

択した市民参加の手法がそれでよかったのか、その二つをセットで合計10点満点で評価をするということになります。ですので、幾ら手法が多くても、その手法が果たして適切だったのか、また、市民参加の数はそれでよかったのか、そういったものをセットで10点満点中何点だったかということで評価をしていただくというような形に変更させていただきたいと考えております。

下の左側の三つ目のポチと四つ目のポチです。意見の取り扱い・公開方法、それから、市民参加の取り組み・積極性。この二つについては、これまでは、この事業における市民参加で評価をしていましたけれども、この二つというのは、評価基準・水準のほうでもう分かる内容になっておりますので、これまでは二重で、ここでまた評価をしていたということになりますので、実質的には、ここの二つというのは、評価基準・水準で点数をつけていくときに分かるような項目になるということで、この二つにつきましては削除をさせていただいて、基準・水準を見て評価をつけていただくというような形で見直しをさせていただきたいと思っております。これがまず、事業における市民参加、これがどうなったのかということになります。

次に、2番目の実施した市民参加の評価ということになります。こちら、これまでの総合的評価では、実施した市民参加の数、一つにつき20点満点ということで、こちら手法が多く取り入れていけばそれだけ点数が上がってしまうので、これも直さなければいけないということになるかと思っております。それを今回、右側になります。

市民参加の手続きという項目になりますが、基準と水準、それぞれ10点満点で評価をしていただくということになります。これまでも、基準・水準で10点ずつつけていただくというのは、これまでと変わらないのですけれども、これまでは基準と水準の評価というのを合計して、総合計20点満点でつけていたということがあつたのですけれども、ここでは基準でどうだったのかを10点満点でつけていただいて、水準でもどれだけできたかというのを10点満点でつけていただくということで、修正をさせていただきたいと思っております。

これ通常でいきましたら、どんどんまた同じく手法を多く取り入れていけば、それだけの点数が上がってしまうということになるのですけれども、そこは、最後は取り入れた手法の数で割るということを考えております。例えば手法を三つ用いれば、最後に割る3をしますので、最終的には、平均で何点だったかというような点数が出てきますので、この基準・水準それぞれ10点満点というのは、絶対に超えないというような形になっております。これで、どんどん手法が多くなるにつれて、点数が上がっていつてしまうというような問題は、これで解消をされるというような形になっております。

最後、総合評価をどのように出していくかということになりますが、今までは1番の事業における市民参加と、2番の実施した市民参加の評価、これの合計点数で、下の区分に基づいて評価をしておりました。75点以上であれば「良好」、55点以上で「妥当」、30点以上で「改善を要する」、29点以下で「不良」ということで、こちら今度、上限なく今度上がっていったというような形になるのですが、見直し後につきましては、この右側の①番、市民参加の方法、それから②番の基準、そして③番目の水準、これもそれぞれ10点満点でつけていただいて、合計30点満点で総合評価の点数を出していくというような形になります。

区分につきましては、20点以上であれば「良好」、14点～19点であれば「妥当」、10点～13点であれば「要改善」、9点以下の場合は「不良」ということで、こちらの見直し後につきましては、しっかり30点満点という上限がありますので、どんどん点数が上がっていくということは解消されるというような内容になっております。

一回、ここで説明のほうを終了させていただきます。一個一個確認しながら進めてまいりたいと思いますので、御不明な点等ありましたら、御質問いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○事務局** 今回の見直しの最大のポイントは、市民参加の手法を用いれば点数が高くなるというところを、しっかりと改善するということです。ですので、すぐ見直しをされているというような感覚をお感じになる方がいらっしゃるかもしれませんが、基本的には、そこを解消するというをなるべく簡潔にやっっていくということでございます。以上です。

**○委員** 質問等ではないのですが、個人的には、事務局の見直し案のほうは、個人的にはやっぱりいいなというのは個人的な感想としてありまして。以前だと、どうしても手法の数で点数が上がってしまうとか、その辺、委員の皆さんにも疑問が持たれていたというところは強かったと思います。僕自身も少しそれは思っていましたし、また僕自身、やっぱり今回の、後から多分、評価シートの説明もあると思いますけれども、市民参加の方法でコメント欄を新しくできていて、そこら辺、委員の皆さんで事前にコメントを出して、そこで議論はよりやっっていくことによって、やっぱり事業課に対して、いろいろな改善点なり、良かった点も含めて、いろいろと出すことができるのかなと思います。こういった形のほうがいいのかなと、個人的には思っています。以上です。

**○委員** ありがとうございます。

**○委員** 事務局のほうで提案してくださったアイデア、とてもいいと思っていますし、**○委員**も今おっしゃられたように、数多くやっっていれば点数が良くなってしまっていたのですけれども、今回、市民参加の質の部分をしっかり、数ではなくて、評価できるということになりましたので、いいと思いました。

たしか去年、私が発言したかと思うのですが、職員の方にどういう市民参加が良かったのか、悪かったのかと具体的なコメントを伝えていくということが大切だと思うので、そういうところも可能になって、いいかなと思いました。以上です。

**○委員** ありがとうございます。まだ、お話の途中なのでしょうけれども、楽しみといたら楽しみな、トライしてみたいなという気が起きています。この辺の一部見直しについての御説明は、まだこの後続きますよね。

**○事務局** はい。

**○委員** お願いいたします。

**○事務局** 今のところで、皆さんのほうから、考え方として妥当ではないかというようなことで、次は、そこを基本にした少し具体的な話になってきますので、ここでイメージがなかなか湧きづらいといった委員さんがいらっしゃる場合は、それは質問というか、問いとして出していただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。

**○委員** いかがですか、今の話。取りあえず先に行きましょうか。お願いします。

**○事務局** ありがとうございます。そうしましたら、先ほどの資料3番のほうに戻ってい



ただきまして、次に資料3の3ページになりますので、こちら3ページのほうを御覧ください。

こちら、(2)番で見直し後の総合的評価の実際ということで、私から今お話しさせていただいたことを細かく見ていくと、内容がどのようになっているのかというようなことについて、説明をさせていただきたいと思います。

まず一番上の評価の大項目ということにつきましてですが、先ほど御説明させていただきましたとおり、大項目が三つありまして、①番が、市民参加の方法がどうだったのかということ。それから②番で、条例が求める基準をどれくらい達成できたのかということ。それから③番で、この推進会議が求める望ましい水準にどれだけ達していたかというのを評価の項目としまして、その三つに基づいて、最終的に総合評価をつけていくというような形になっております。

まず、評価の視点というものについて、お話しさせていただきます。

まず、①番の市民参加の方法から説明をさせていただきたいと思います。まず、評価の視点になるのですけれども、こちらは、市民参加の方法が事業内容に合わせて適切な方法により行われているかということをここで評価をしていきます。例えばこの事業であれば、本当はパブリックコメントではなくて、アンケートを取ったほうが適切だったのではないかとか、意見交換会を開くべきだったんじゃないかとか、そういった内容を市民参加の方法が適切に選択して行われていたかということについて、この項目で評価をしていきます。

評価の方法につきましては、市民参加の方法が事業内容に合わせて適切に行われているかということを下の評価区分に従って点数をつけていくということ。それから、併せてコメントも非常に重要になりますので、コメントというものを記載をするというような形になります。

実際の委員の評価区分になりますが、こちらは9点～10点の場合は「適切」。7点～8点の場合は「概ね適切」。5点～6点の場合は「やや不適切」。4点以下の場合は「不適切」といった区分で分けさせていただいております。

推進会議全体としての評価区分についてなのですが、こちらは推進会議において、委員それぞれの視点・感覚を反映させた客観的な定量評価、こちらは点数による評価になります。点数による評価と評価した理由、こちらコメントになります。このコメントが定性評価になりますので、これらを全体で推進会議として議論をしまして、最終的に調整を行って、全委員の評価点数の平均点、こちらは小数点第1位以下については切り捨てになりますけれども、こちら平均点を算出して、最終的な総合的評価を行っていくというような形になっております。

点数の区分につきましては、委員の評価区分と同じになります。9点、10点が「適切」、7点、8点が「概ね適切」といったような形で、委員の評価区分と推進会議の区分というのは統一させていただいております。

次に、市民参加の手続きになります。まず条例が求める基準をどれくらい達成できていたかというようなことになります。こちらの評価の視点につきましては、条例が求める基準に基づき市民参加の手続きが行われていたかということについて、評価をしていきます。

評価の方法につきましては、市民参加の方法ごとに評価調書と照らし合わせて、基準に掲げている事項の実施割合を確認の上、評価区分に従い点数化し、その合計点を市民参加の方法の数で割って評価をしていくということになります。こちら、少数点第1位以下は切り捨てとなります。

評価区分につきましては、こちらは全体的にどれぐらいできたかという、条例が求める基準について、どれぐらいの割合でできていたかということを点数化していきますので、9割以上これはできているということになりましたら、9点。全部できていれば10点といったような形。7～8割ぐらいできていると思えば、7点～8点。5～6割実施できていれば、5点、6点。4割もできていないというふうになれば、0点から4点と。割合に対して、点数を10点満点でつけていくというような形になります。

次に、③番の市民参加推進会議の評価区分についても、こちら委員さんの評価区分と同様になっております。

次に、③番の市民参加推進会議が求める望ましい水準ということで、こちらの評価の視点につきましては、市民参加推進会議が求める望ましい水準に基づき、積極的に市民参加が行われているかということについて評価をしていきます。

評価の方法につきましては、こちらは評価調書と照らし合わせて、水準に書かれている事柄の実施割合を確認の上、下記の評価区分に従い点数化し、その合計点を市民参加の方法の数で割って評価をしていくということで、条例が求める基準と同様の点数のつけ方になっております。

こちらにつきましては、下の委員の評価区分のほうを見ていただきますと、条例が求める基準のほうとは割合が異なっておりまして、こちらの望ましい水準というのは、条例が求める基準というのは、もう市民参加条例で求めていますので、これはやって当然というような考え方になると思うのですが、こちらの望ましい水準というのは、プラスの要素になっていきますので、できていれば、それだけどんどん上がっていくというようなプラスの視点ということになりますので、こちら見ていただきますと、7割以上実施できていれば「とても積極的」ということで、7点から10点を入れていただくということ。5～6割できていれば「積極的」ということで、5点、6点を入れていただく。2割～4割実施してあれば「やや積極的」ということで、2点～4点を入れていただく。0～1割の実施であれば「普通」ということで、0点か1点を入れていただくということになります。

推進会議の評価区分につきましても、委員の評価区分と同様の割合になっております。この三つの評価の大項目を総合的に見て、最終的な総合評価をつけていくということになります。

総合評価の評価方法につきましては、この評価の大項目、「市民参加の方法」、「市民参加の手続き」、「基準・水準」です。この3項目のそれぞれの評価点数を合計しまして、評価区分に従い総合的に評価するとなっています。委員の評価区分としましては、30点満点になりまして、20点以上であれば「良好」。14点～19点であれば「妥当」。10点～13点であれば「要改善」。9点以下であれば「不良」といった形で、委員さんの評価区分として提出をしていただきます。

最後、推進会議の評価区分も、最後ですね、先ほど説明しました委員さんから出てきた

ものを最後、手法数で割って、全体の平均の点数を出して総合評価をつけていくということになりますので、こちらも最後、30点満点の区分で評価をしていただくというような形になっております。この表の説明については、以上になります。

**○事務局** ちょっと補足をさせていただけたらと思います。総合評価の得点、二重丸が「良好」で、20点～30点、この点数分けというところを委員の皆様のほうで気にかかるというふうに思います。ここの考え方なのですけども、20点で「良好」という判断は、大変甘い評価ではないかというふうに思われた方もいらっしゃるかもしれません。こちらは、市民参加の方法を基準10点満点、水準10点満点ということに今、定めておりますけども、水準は加点ポイントということになってまいりますので、仮にこの水準であり積極的な市民参加がされなかったといった場合、これは0点とか1点とかになってくると思います。

その中で、市民参加の方法、それから基準、こちらがほぼ、もうよくできているということになりますと、9点～10点入ってきます。ですので、こちらが両方とも満点だった場合には20点というふうになってまいりますので、市民参加の方法が非常に適切であった、条例の求める基準についても良好であったということであれば、これで20点になってきますので、そこで良好の一番点数の低い下限ということで、20点から「良好」というふうに判断をさせていただくということでございます。補足は以上になります。

**○委員** ありがとうございます。今の御説明で何か御質問等、分かりにくいことがあれば、各委員の方々、御意見いかがですか。大丈夫ですか。〇〇委員、いかがですか。特にございませんか、御意見など。〇〇委員、いかがですか。

**○委員** 今の説明といえますか、点数の配分の確認なのですけれども、要するに、あくまでも水準は加点ということで、そういった意味合いから、さっきの仮に市民参加のほうの基準で満点取れば、一応「良好」だというような形で、さっき事務局の説明も補足説明もありましたけれども、そういった意味合いだと20～30ということになったということなのですか。説明について。

**○事務局** そういったような意味合いで「良好」の20点という、一番点数としては低いものを良好とする判断の考え方ということで。市民参加の手法と基準が「良好」である、適切であったという場合には、ぎりぎり「良好」になるという形で判断をさせていただきますと。

**○委員** そちら辺、確認をしたかったので。ありがとうございます。

**○委員** ありがとうございます。それでは、特に御質問等々なければ、先に行きます。お願いします。

**○委員** すみません、今の点数の件なのですけれども、皆さん、大丈夫そうですかね。例えば、この条例が求める基準に適していて、市民参加の方法というのが満たされていて、20点であれば「良好」というふうに言っているのだということは、市民の皆さん、委員の皆さん、納得されているという感じですか。実際に評価するとき、これで「良好」でいいのかなという議論がまた出てしまう可能性もあるかなと思ったので、確認として今コメントさせていただきました。大丈夫そうですかね。

**○委員** ありがとうございます。そのところ、何か重ねて御説明お願いします。

というのは、今の確かにおっしゃるとおりで、市民参加の方法を9点～10点、基準9

点～10点、水準7点～10点、これで一番低いところを足すと、確かに二九、十八の25。この基準でそのままストレートに右に移せば、25～30が良好じゃないでしょうかというお考えもあるという。その辺、事務局御説明されたのですけれども、そういうことで特に重ねて御説明はございませんか。よろしいですか。

○委員 もし大丈夫であれば問題ないと思いますので、このまま進めていただけたらと思います。私個人的には、特にこれで20点～30点で問題ないと思いますので。お願いします。

○委員 ありがとうございます。委員さんのほうで、そういう仕組みということは御理解いただけたと思いますので。では、続けてお願いします。

○事務局 説明続けさせていただきます。

次に（3）番の答申における総合的評価の記載ということになりまして、今回の点数のつけ方の見直しをしたことによりまして、答申の記載方法が変わってくるということになります。

これまでの記載なのですけれども、左から順に、まず事業名が入りまして、担当課が入りまして、評価ですね。先ほどの75点以上であれば「良好」とか、その区分に従って、ここに二重丸、丸、三角、バツというもののいずれかが入ってきまして。この右に、分母・分子で、何点分の何点というような形で記載をさせていただいておりました。

なのですけれども、これまでの記載ですと、この二重丸とか丸という表記ですとか、あとは、分母分の分子という書き方が、初めて答申書を御覧になる方からは、ちょっと分かりづらかなかというふうに事務局のほうでも感じまして、ちょっと記載のほうを見直しさせていただきたいと思ひまして、この一番下にありますものが、見直し後の記載になります。左から順に、まず事業名が来まして、担当課名が来ます。これは一緒になります。ここから、先ほどの上の表にありますこの三つの大項目が、そのままこの答申の記載に入ってくるというような形になっておりまして。まず市民参加の方法が適切だったのかどうかというのが、この「適切」、「概ね適切」、「やや不適切」、「不適切」、この四つのどれかがこちらに入っています。

次に、市民参加の手続きで、条例が求める基準でどうだったのか。「良好」、「妥当」、「要改善」、「不良」という、この四つのいずれかが入っています。

その次に、市民参加推進会議が求める望ましい水準について、どうだったのかということが、「とても積極的」、「積極的」、「やや積極的」、「普通」。この4段階のいずれかがこちらに入ってきてまして、この三つを合計しまして、総合評価はどうだったのかということが、「良好」、「妥当」、「要改善」、「不良」といった形で記載をされるというような形になっております。

以前の記載ですと、この市民参加条例が求める基準をどれくらいクリアしていたのかということですか、あとは、その選んだ手法がどうだったのかということが、この分母分の分子というだけではちょっと分からないというようなこともありまして。この下の記載ですと、どこが良かったのか、逆にどこが弱かったのかということが、この答申書を見れば一目で分かるというような内容になっておりますので、こういった形で見直しのほうをさせていただきたいと思ひ、記載をさせていただいたところでございます。以上になります。

○委員 ありがとうございます。特に御質問ございませんか。この段階で。

では、なければお願いします。

○事務局 では、進めさせていただきます。

次に、ページめくっていただきまして、資料3の4ページになります。

今度は3番としまして、事務局にて確認した問題点を解消する総合的評価の一部見直しということになります。まず上から順に行きたいと思います。

まず(1)番の基準・水準の一部見直しということになります。先ほども説明させていただきましたが、この評価基準・水準を市民参加条例の内容と、これまでの市民参加推進会議の議論を照らし合わせまして、整合性をもう一度再確認をさせていただきます、同義、重複、類似の基準・水準の整理ですとか、分かりやすい表記に事務局のほうで修正をさせていただいたというような内容になっております。

まず、こちらの基準・水準の一部見直しについてです。具体的に資料を用いて説明をしていきたいと思います。資料のほうが、資料4、5、6というものになります。全部で三つですね。4、5、6ということでお出しただいてよろしいでしょうか。

まず、資料の5番、6番のほうから先に説明をさせていただきたいと思います。資料の5番というものが、これまで委員の皆様には評価をつけていただく際に、参照していただいた評価基準がこちらになっております。資料6のほうが、今度事務局のほうで見直しをさせていただいた後の修正案ということになっております。この資料5、6の見方を簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、資料5のほうです。赤字で書かれた箇所があるかと思えます。例えば、一番表のページでいきますと、⑨番「傍聴は可能か。」というものが赤になっているのですが、こういった赤い文字になっている箇所というのが、修正を加えさせていただいた箇所になります。

今度は、ピンク色のマーカーをしている箇所が何点かあるかと思うのですが、こちらにつきましては、市民参加条例で規定をされている項目になります。例えば、一番上の①番、審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた公募人数となっているかというものは、この第11条のほうに規定がありますよというような見方になります。逆に、水色のマーカーなので、こちらは条例に規定がない箇所になります。

緑色の「客」、お客さんの丸客という文字が振ってあるところがあるかと思えます。例えば、一番表の③番、委員の属性に偏りが生じないよう選考の基準を設け、公開しているか。こういったものにつきましては、公開されていれば「丸」ということになりますので、比較的、客観的に評価が可能な項目ということで、こちら参考になるのですが、「客」ということで分かりやすく入れさせていただきました。

あと、各条文の中に、最後にお尻に括弧書きで、例えば審議会の(審1-3)ですとか、そういった(審、何-何)というような表記があるので、こちらについては、後で説明するのですが、資料7番のどこに書いてあるかということの説明書きになります。

○事務局 資料がたくさんあるものですから、画面で今どの辺りを説明しているかということ、このポイントで合わせながら説明させていただきますので、どちらか説明を聞きやすいほうを、壁の映し出したので見たほうが分かりやすければ、そちらのほうもぜひ御

覧いただきながら、説明をお聞きいただけたらと思います。

○事務局 先ほどの説明で、この各項目の一番後ろに書かれている審議会の審1-3、審議会の審2-2といったものが、資料の7番の担当課から提出されます調査票のどこを見ればいいのかということが、この各項目につけさせていただいております。

○委員 今の、審の例えば1-3といたら、どこを見たらいいのですか。資料7のそれはどこを指しているのですか。そこが分からない。

○事務局 例えば、資料7をお出しいただきたいと思いますが。

○事務局 今、画面でも出しています。

○事務局 例えば修正前の審議会の①番ですね。審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた公募人数となっているか。こちらが(審1-3)ということになっております。資料の7でいきますと、4ページになります。1番、会議の概要というものの中に、1-3委員構成というような項目があるかと思っております。この審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた公募人数というのをしっかり確保しているかというものが、この1-3の委員構成というところを見れば、人数が載っているというような形になりますので、それが各項目、何の何番というのが載っておりまして、調査票のどこを確認すればこの項目が分かるのかというような内容が、この資料5の一番お尻に、それぞれ番号を振ってあるような形になっております。資料5のほうは修正前になりますので、実際に評価をする際に見ていただきたいのは、修正案のほうの審議会1-3、2-2といった内容になりますので、そこはまた後で評価をする際に説明をさせていただきたいと思っております。

資料5、6の見方といたしましては、基本的には赤字で書かれたところが修正を加えた箇所になります。ピンク色にマーカーをしたところが条例に規定がある箇所になりまして、水色でマーカーをしたところが条例に規定がないものになりまして、緑色の「客観的」の「客」という文字が入っている場所につきましては、客観的に評価が可能であるというような項目になりますので、そういったことで分かりやすく、参照ということで色分けをしてつけさせていただいたところでございます。

今、資料5のほうを説明させていただいたのですが、資料6のほうですね。こちらが今回、事務局のほうで見直しをさせていただいた修正案になります。こちらの見方については、資料5と同じような形になるのですがけれども、1個だけこの黄色のマーカーで調査票新規項目というような部分があるかと思っております。例えばこの1番、資料6の1ページでいきますと、審議会の⑨番、検討に必要な資料を公開しているか。これが、審議会の6-2というところに載っております。

以前までは、この検討に必要な資料を公開しているかというようなものが、調査票のどこを見ても載っていないというようなことになっておりました。これでは委員さんが評価をつけるときに、調査票のどこに載っているのかということが分からず、点数のつけようがないというようなことになりますので、それはちょっとまずいということで、事務局のほうで今回、黄色でマーカーをした箇所につきましては、調査票のほうに追加をしまして、担当課から既に情報のほうは収集をさせていただいたところになります。

資料5、6だけを見ますと、どこがどう変わったかというものがちょっと分かりづらいと思われるかと思っておりますので、併せて資料4というものを開いていただきたいと思っております。こちらの資料4が、今回の評価基準・水準の修正箇所一覧ということで、こちらにど

こがどう変わったのかということが、番号つきで一覧にしたものになりますので、確認する際には、この資料4、5、6をセットにしながらか見比べていただくというような見方になるかと思ひます。

1例だけ、見方について御説明いたします。例えば、審議会の基準の修正前番号9番というものがあひます。これが、資料5番の一番表になります。資料5の一番表の9番、赤で書きました9番、「傍聴は可能か」というものになります。これがどうなったのかという、基準の7番に「吸収」と書いてあひます。基準の7番を見ますと、「会議は公開されているか。非公開の場合、理由は適当か」というふうな内容が書いてあひます。今回、基準7番に、吸収をした理由としましては、傍聴が可能ということと、会議が公開されているということは、すなわちイコールになりますので、これは同じ意味ということで、わざわざここに、9番で「傍聴は可能か」というふうにか小出しで入れる必要はないというふうにか、事務局のほうで判断をさせていただきましたので、今回、7番のほうに吸収をさせていただきますというふうな形になってあひます。

そういう見直しのどこがどう移ったのかというものが、この資料4番を見ると、どこがどう移ったかというのか番号つきで書いてあひますので、確認する際には、この資料4、5、6番をセットで確認していただきたいというふうなお願いになります。

**○事務局** この変更の一旦御紹介をさせていただきますのですけれども、事務局のほうでは、この修正点の中に、削除だとか吸収だとか、いろいろな表現がござひます。事務局では、過去の市民参加推進会議でどういふ議論をされたかということかを議事録等を踏まえて確認をしてあひますので、やみくもにかこの基準・水準をなくしていくというふうな、そういう考え方ではなくて、より分かりやすく皆さんに、評価をする際に御負担をかけないようにか文言を修正させていただきますたり、だぶっているものは吸収させていただきますたり、あるいは、どの帳票に書いてあひるかということかを明示させていただきますたりとかいうふうなところかで修正をさせていただきますというところになります。

一つ一つの修正点の説明というのかは、時間の関係もあひますので省略をさせていただきますと思うのですけれども、何か御不明なところだとか、あるいは、事前に御覧になっていただいた中で、ここはどういふことなのかということかでの御質問などあひましたら、お受けしたいと思ひますけれども。

**○委員** 非常に一生懸命いろいろ修正されていたので、とやかか言うのかはあれなのですが。いわゆる審議会、アンケート、パブリックコメント、ワークショップっていろいろあひると思うのですけれども、やっぱりキーになっていることが一つずつみんなあひるのですよね。

キーになっているところが何を言っているか、審議会、これは公募した人数がちゃんと集まっていますかというのかが一番大きくて、集めるために、会議何回やりましたとか、その他のことかですよね。

もう一つ、アンケートについて言うのか、アンケートについて言えば、回収率がどうだったのかというのかが一番キーになっている。それはほか、同じなのかですよね。例えば意見交換会も、どのような規模で、どのくらいやりましたかとかいうのかキーになっているのかです。

パブリックコメントは、期間どのくらい募集してあひますかとかいうことではなくて、これ

だけではないのですよ。どのくらいパブリックコメントを実施した、結果があったのですかということはないのですよね。あえて、それは出さない。方法が良ければ、点数が上がることなのか。だから期間が2週間以上募集してましたというのだと、10点であって、結果がゼロでも10点になるのかといたら、ならないと。ということが、このパブリックコメントだけ、その情報がキーになることがないような気がしたものですから。それは、この文書は別として、自分たちがそういう姿勢でコメントを書けばいいのかもしれないのだけれども、それがちょっと一つだけ疑問に思った点です。

○事務局 パブリックコメントは、どの期の委員の皆さんからもいろいろな御意見を頂いております。条例の中では、パブリックコメントは、1週間は必ず実施するという事になっているのですけれども、1週間で意見が十分出るかという中で、水準の中に「3週間程度が望ましい」ということにも加えられています。

パブリックコメントに対する意見の提出された数、あるいは人数については、これは議論が様々ございまして。そのパブリックコメントに意見を出された人の数が少なければ、パブリックコメントは意味がなかったというような御意見と、パブリックコメントで意見が出なかったということは、それは、その内容について、いいのであろうというようなことで意見を出さなかったというような意見と、様々ございます。

ですので、市民参加推進会議において、このパブリックコメントの議論というのは、またこの一つ一つの事業評価の中で意見を出し合いながら、場合によっては、市民参加推進会議が求める望ましい水準の中に、何か次年度から付け加えようというところは、それは委員さんの皆さんの御総意の中で決まっていくことだと思っておりますので。現在のところは、パブリックコメントについての基準・水準は、この修正案のとおりということになっております。

○委員 ありがとうございます。

○事務局 あと、今、基準・水準の見直しということで説明をさせていただいたのですが、資料3の一番最後の(1)番の基準・水準の一部見直しというところについて、今説明をさせていただいたかと思っております。最後、(2)番の市民参加実施状況調査票と評価シートの一部見直しという説明が残っております。そちらも、続けて説明させていただいてよろしいですか。

○委員 お願いします。

○事務局 では、(2)番です。市民参加実施状況調査票・評価シートの一部見直しということで説明をさせていただきたいと思っております。資料につきましては、7番です。資料7番、令和2年度市民参加実施状況調査票(案)というものと、あとA3判になりますが、資料8番の評価シート、こちらの2枚につきまして説明をさせていただきます。

では、まず資料の7番のほうです。令和2年度市民参加実施状況調査票(案)ということで、今回、事務局のほうで一部修正をさせていただいております。

修正の理由といたしましては、先ほども説明したかと思っておりますが、委員さんが、担当課から出されたこの調査票に基づいて点数をつけていかれるかと思うのですけれども、その際に、この調査票では分からない項目というのが過去ございまして。いわば、本当は担当課から収集をしなければいけなかった情報というのが、事務局のほうでこの調査票から漏れているがために、収集が漏れてしまったというようなことがございまして。これでは委



員さんが、この調査票を見て点数をつけることができなくなってしまうということになりますので、今回、資料7番の調査票の中身について、一部追加をさせていただいたという見直しになります。

見直しの箇所になるのですけれども、例えば、これ右上にページ数が振ってあるのですが、7ページを御覧いただきたいと思います。

こちら審議会の調査票になりまして、ここの6-2番、会議資料の公開というものがあがりまして、こちらが審議会終了後、会議資料は公開しているのか、していないのかということが、これまでの調査票では載っていなかった項目になりますので、今回、事務局で新しく追加をさせていただいて、担当課からその情報というのは収集をさせていただいたところになります。ですので、この太枠で囲われている箇所というのが、今回の調査票の追加箇所ということになっております。

この追加箇所というのが、先ほど御説明させていただいた資料6番の評価基準・水準で黄色でマーカーをしたところ。調査票の新規項目ということと、資料7番の太枠で囲った新規の項目というのは、対比しているような形になっております。今回、足りない情報について追加をさせていただいて、情報を収集させていただいたというところが、この資料7番の調査票の見直しということになります。

続けて、資料の8番になります。こちらお開きいただきまして、こちらが委員さんに評価の点数をつけていただく際に記入していただくフォーマットが、この評価シートというものになっております。裏表あるのですが、この表の資料8番と印字されているほうを先に見ていただきたいと思います。左側が修正前、右側が修正後のフォーマットとなっております。

修正前のほうにつきましては、一番下の欄になります事業における市民参加の評価ということで、点数のつけ方について、先ほど説明をさせていただきましたけれども、その内容をこの評価シートのほうにも同じく反映をさせていただいたというような見直しになっております。

例えば、事業における市民参加の評価の評価項目がここ四つありまして、合計30点満点で記載をして点数を出していくということになっていたので、右側の修正案のほうでは、これらの欄を一つにまとめまして、市民参加の方法の評価ということでこちらを一つにまとめて、市民参加の数が適切だったのかということと、選択した市民参加の方法も適切だったのかということについて、こちら10点満点で点数をつけていただくというようなフォーマットに変更をさせていただきました。

評価区分につきましては、右側のページの吹き出しで出ている部分になります。先ほども説明させていただきましたが、9点~10点であれば「適切」、7点~8点であれば「概ね適切」、5点~6点であれば「やや不適切」、4点以下であれば「不適切」、これを10点満点でチェックをしていただくような形になっております。

一番下にコメントという欄を今回追加させていただきました。こちらに市民参加の方法が、これで良かったのか、また数は適切だったのか、方法は適切だったのかということの評価した、点数10点満点でつけていただいた理由について、このコメント欄に残していただくというような形になっております。こちらの表面のほうは、市民参加の方法がどうだったのかということの評価シートの見直しになりまして、今度、裏面を見ていただき

と思います。

こちらが、先ほどの2番の条例基準、3番の望ましい水準という大項目があったかと思うのですが、そちらについて、どうだったのかということの評価していくようなフォーマットになっております。こちら左側が修正前ということで、右側が修正案ということになっております。

変更点といたしましては、左側の修正前を見ていただきたいのですが、これまで評価項目、1、2、3、4、5という5項目がありまして、項目ごとに2点ずつ評価を入れていただいたというような形になっておりました。条例基準で、例えば公務員の数、全体に占める割合がどうだったのかを2点満点でつけていただく。これを1番から5番までこうやってつけていただいて、条例基準でどうだったかというのが10点満点で出てくるということになりました。同じく、望ましい水準についても、各項目2点ずつ入れていただいて、最終的に望ましい水準で10点満点で出てきまして、その条例基準と望ましい水準で出てきた点数を最後合計して20点満点で出していくというような形になっておりました。

それを今回、右側の修正案ということで、1番から5番の評価項目で、全体について総合的にどれくらい実施できていたかというような割合をそのまま点数として、10点満点でつけていただくというような形に見直しをさせていただきました。条例基準で10点満点ということで、条例に掲げる基準がこの1番から5番の項目について、どれだけできていたかということはこの点数の欄に10点満点で入れていただくということになります。同じく、望ましい水準についても、こちら10点満点で評価を入れていただきまして、条例で10点中何点、望ましい水準で10点中何点というのが、それぞれ出てくるというようなフォーマットになっております。

あと、今度は、一番下のコメントの欄になるのですが、以前はコメント欄が一つにまとまっていたのですが、委員さんから頂いた意見で、点数も大事ですが、コメントを残していくことが重要だというような意見がございましたので、条例基準でのコメント、条例基準にどれくらい達していたかというようなことについてコメントを残していただいて、同じく望ましい水準で見たときに、どれくらい達成できていたかというのをここに評価理由をコメントとして、それぞれ残していただくというような形に修正をさせていただきましたところになります。

以上が、早足でしたけれども、評価シートの見方についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 御質問ございましたら、かみ砕いて説明させていただきたいと思います。

○委員 これ、実際に取り組んでみないと、なかなか。皆さんもそうだと思うのですが、お話し承るだけでは、正直な話、何となくは理解できた気持ちになってはいますが、やってみないとですね。

特に、皆さん、なければ進みますけど、よろしいですか。○○委員、何か雰囲気的に。大丈夫ですか。

○委員 すごく評価シートのコメント欄も出ていて、こっちのほうがいいですし、おっしゃるとおり、やってみないと感覚を思い出さないとというのが。去年のをいろいろ思い出さないといけないなと思っています。

○委員 ありがとうございます。

○事務局 評価に当たりましては、どの評価シートを見ていただければいいかということ  
を今回、修正案の資料6のこの基準・水準の中に全て入れさせていただきましたので、こ  
こがない状態で、昨年評価いただいた際には、本当にどこをどう見ていいのかというこ  
とが手探りで、毎度毎度、探し出すのが大変だったというふうに思います。

今年度の評価については、この修正案、資料のほうをそれぞれの基準・水準の中にある  
括弧書きの（審1-3）とか番号が書いてある、ここが帳票を見ていただく際の目印とな  
る場所になりますので、こちらのほうを十分に御活用いただければ、御負担はなるべくか  
からないようになっているのかなというふうに思っております。